

事 務 連 絡
令和4年3月17日

(重要) 本事務連絡は、3月17日(木)付で改定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に発出された「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(事務連絡)の内容等について周知するものです。関係者に周知願います。

文化関係独立行政法人の長
文化関係団体の長

文化庁政策課長

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく
イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、各都道府県を対象に行われていた、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく「まん延防止等重点措置(以下「重点措置」という。)」について、3月21日をもって重点措置を終了する旨の公示を行い、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「対処方針」という。)の改定が行われました。

改定された対処方針に基づき、令和4年3月17日付で内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(事務連絡)」が発出されており、イベント開催にあたっての留意事項等について以下の通り方針が示されておりますので、重点措置区域から除外された都道府県におけるイベント開催にあたっての留意事項についてお知らせいたします(参考までに、重点措置区域におけるイベント開催にあたっての留意事項について変更がございますので、併せてお知らせいたします)。

特定都道府県又は重点措置区域以外の都道府県(令和4年3月22日以降は全ての都道府県が該当します)においては、感染防止安全計画(計画の概要等については、「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その4)」(令和4年2月10日付事務連絡)及び「まん延防止等重点措置区域である都道府県全域におけるイベント開催等の取り扱いにつ

いて（令和4年3月17日事務連絡）」を参照されたい。）**を策定し、都道府県による確認を受けた場合には、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とする**ことを基本とします。

なお、それ以外の場合、人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声あり）又は100%（大声なし）とします。

いずれの場合についても、**これまでより変更ありません**。

なお、都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模にかかわらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、イベント主催者等に周知することとされております。

また、当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を行うようお願いいたします。

（参考：重点措置区域における変更点）

感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合には、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とするよう、**制限内容を変更**いたします。

なお、それ以外の場合、人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%（大声あり）又は100%（大声なし）とします（感染防止安全計画を策定しない場合の制限についてはこれまでより変更ありません）。

また、**重点措置区域において、「原則、営業時間短縮等の要請を行うことを求めないが、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、開催時間を制限する要請を行うことを可能」としていた内容も適用しないことと変更**いたします。

各団体におかれましては、これらの内容について改めて御了知いただくとともに、各地域の感染状況を踏まえ、対処方針等に十分留意し、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

なお、感染防止安全計画を策定しないイベントについては、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成し、HP等で公表することとなっております（当該チェックリ

ストについては、イベント終了日より1年間保管することとされている)ので、これまでも適切にご対応いただいていると思いますが、改めてご確認いただきますようお願いいたします。

本件について、下記参考資料と併せ、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

(参考資料)

- ・令和4年3月17日 新型コロナウイルス感染症対策本部 (第90回)
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r040317.pdf
- ・令和4年3月17日 新型インフルエンザ等対策推進会議 基本的対処方針分科会 (第26回)
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/taisyo/dai26/gijishidai.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和3年11月19日 (令和4年3月17日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220317.pdf

(新旧対照表)

- https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20220317.pdf
- ・基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について (令和4年3月17日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡)
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220317.pdf
- ・イベント開催等における感染防止安全計画等について (改定その4) (令和4年2月10日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡)
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220210.pdf

- ・まん延防止等重点措置区域である都道府県全域におけるイベント開催等の取り扱いについて（令和4年3月17日付 各都道府県知事・各府省庁担当課宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_eventkaisai_20220317.pdf

本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--